

PCB含有電気機器の保有に関する調査票

PCB含有電気機器等は、PCB廃棄物特別措置法で定められた期限までに処理しなければなりません。

➤ 千葉県内の高濃度PCB廃棄物の処分期間

- PCB使用変圧器・コンデンサー等

処分期間：2022年3月31日まで

- PCB安定器等・汚染物

処分期間：2023年3月31日まで

➤ 低濃度(微量)PCB廃棄物の処理期間：2027年3月31日まで

使用中の電気設備については、接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。

銘板記載内容を転記するなど、既に作成された書類により確認できる範囲で調査してください。

また、調査にあたっては、電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。

記入者情報（記入者情報をご記入ください。）

記入内容について問い合わせさせていただくことがありますので、必ず連絡先（記入者氏名、電話番号）を記入してください。電気主任技術者の氏名、住所及び電話番号が記入者と同じ場合はそれぞれ「上記と同じ」と記入してください。

記入年月日	年 月 日 ()		
事業所名			
事業所住所	〒		
記入者氏名		電話番号	- -
電気主任技術者名	氏名		
	住所		
	電話番号		

調査票は、必要事項を御記入の上、以下、【お問い合わせ窓口】まで、郵送もしくはFAXにて、御回答ください。なお、回答をいただけない場合は、改めて連絡させていただくことがあります。

【お問い合わせ窓口】

- 千葉県内（千葉市、船橋市、柏市を除く） 千葉県環境生活部廃棄物指導課
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
(電話) 043-223-2757 (FAX) 043-221-5789

調査 No. C

1. PCB廃棄物特別措置法に基づく届出の有無について

PCB廃棄物特別措置法に基づき、都道府県市に対し PCB 含有電気機器の保管状況について届出をされている場合は「あり」に、届出をされていない場合は「なし」に、○印をつけてください。

PCB廃棄物特別措置法の 届出の有無	(あり ・ なし)
-----------------------	-------------

2. 変圧器、コンデンサー等の保有の有無について

●下の写真に示す電気機器が変圧器、コンデンサーです。



変圧器



コンデンサー

●その他、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器及び中性点抵抗器は変圧器類、避雷器（サージアブソーバー）はコンデンサー類としてください。

① 使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等について

使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等を保有していますか。
保有している場合は「あり」に、保有していない場合は「なし」に、○印をつけてください。

使用を終えて保管している 変圧器、コンデンサー等の有無	(あり ・ なし)
--------------------------------	-------------

② 使用中の変圧器、コンデンサー等について

使用中の変圧器、コンデンサー等を保有していますか。
保有している場合は「あり」に、保有していない場合は「なし」に、○印をつけてください。

使用中の 変圧器、コンデンサー等の有無	(あり ・ なし)
------------------------	-------------

3. 変圧器、コンデンサー等の保有台数について

以下の項目のうち、**使用中の機器については、近づく危険ですので、既に作成された書類により確認できる範囲**でお答えください。

使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等及び使用中の変圧器、コンデンサー等の保有台数を記入ください。

- ① 高濃度のPCBを使用していると判別された機器の保管台数及び使用台数を「高濃度PCB」欄に記入してください。
高濃度PCBの使用・不使用については、別紙1「変圧器・コンデンサーの高濃度PCB使用・不使用の判別方法」により判別してください。各機器の製造年、型式情報から高濃度PCBが使用されていると判別された機器の台数を「高濃度PCB」欄に記入してください。
- ② 低濃度(微量)のPCBを含有していると判別された機器の保管台数及び使用台数を「低濃度PCB」欄に記入してください。
- ③ PCBが含まれていないと判別された機器の保管台数及び使用台数を「PCBなし」欄に記入してください。(※1)台数が分からない場合には記入の必要はありません。

PCB含有の有無 (該当するものに○)	機器の種類	保管台数	使用台数
高濃度PCB	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
低濃度(微量)PCB	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
PCBなし (※1)	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台

(※1)PCBなし：台数が分からない場合には記入の必要はありません。

調査 No. C

4. **使用を終えて保管しているPCB使用安定器について**

- 安定器は、照明器具の裏側に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことで、蛍光灯安定器、ナトリウム灯安定器、水銀灯安定器などがあります。下の写真に示す電気機器が安定器です。



使用を終えて保管しているPCB使用安定器は何台（又は何kg）ありますか。
 PCB含有の有無が不明な場合には、別紙2「安定器のPCB使用・不使用の判別方法」により判別してください。
 PCB使用安定器を保管していない場合は、「0」（ゼロ）を記入してください。

保管中の「PCBが使用された安定器」	台数 又は 重量
	台 ・ kg

5. **PCBが含まれている安定器の使用について**

- 業務用・施設用の照明器具を使用している場合で、建物を建築した時期が昭和52年（1977年）3月以前の場合は、照明器具の付属品である安定器にPCBが含まれている可能性があります。

事業所の建物を建築した時期は、昭和52年（1977年）3月以前ですか。
 建物の建築時期が昭和52年3月以前で、昭和52年3月以降に事業所の事務所ごとや
 フロアーごとに照明器具(蛍光灯等)の交換工事を実施しましたか。

事業所の建物を建築した時期は 昭和52年（1977年）3月以前である	（ はい ・ いいえ ）
建物の建築時期が昭和52年3月以前で 昭和52年3月以降に事業所の事務所ごと とやフロアーごとに照明器具の交換工事 を実施した	（ はい ・ いいえ ）

PCBが含まれている安定器について、使用中のものがありますか。
 PCB含有の有無が不明な場合には、別紙2「安定器のPCB使用・不使用の判別方法」
 により判別してください。

PCBが含まれている安定器を 使用している。	（ はい ・ いいえ ）
---------------------------	--------------

調査終了です。御協力ありがとうございました。
 （御送付いただいた調査票は返却いたしません。）